

## 公益財団法人日本ばら会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目 的)

**第 1 条** この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 号及び定款第 34 条の規定に基づき、公益財団法人日本ばら会（以下「本会」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

**第 2 条** この規程において、用語の定義を次の各号のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事会で選任された役員のうち、本会の業務を実質的週 3 日間以上実施する者とする。月刊業務日誌を提出するものとする。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の種類及び通勤手当)

**第 3 条** 役員報酬は、常勤役員にあっては本給及び特別手当として支給することができる。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

### (報酬の支払方法)

**第 4 条** 役員報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令にもとづき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 ただし、役員が報酬の全部又は一部につき本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (報酬の支給日)

**第 5 条** 役員報酬（特別手当を除く。）は、その月の月額金額を毎月 25 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日等に支給する。

### (報酬の決定基準)

**第 6 条** 常勤理事の報酬は、評議員会で年度の報酬総額の上限額を決定する。各人の報酬は理事会で決定する。

### (特別手当)

**第 7 条** 特別手当は、職員給与規定に定める職員の特別手当の支給基準に準じて支給す

ることができる。

**(端数の処理)**

**第8条** この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

**(費用)**

**第9条** 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

**(公表)**

**第10条** 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

**(改廃)**

**第11条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

**(補則)**

**第12条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人日本ばら会の設立の登記のあった日(平成24年4月1日)から施行する。

平成27年11月11日(評議員会)に一部修正した。